

# 平成20年度における労働保険の概算保険料の延納に係る納期限の特例に関する省令について

## 1 趣旨

労働保険の概算保険料については、毎年、労働保険料の年度更新時期にその全額を一度に申告・納付することが原則であるが、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第18条の規定に基づき、一定の事業主（※）に対して延納（分割納付）することを認めており、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。）第27条第2項等において、以下のとおり納期限を定めている。

### <継続事業の場合>

第1期（4月～7月分） … 5月20日

第2期（8月～11月分） … 8月31日（事務組合委託分は9月14日）

第3期（12月～3月分） … 11月30日（事務組合委託分は12月14日）

※ 継続事業の場合、概算保険料額が40万円以上（労災保険又は雇用保険のいずれか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円以上）の事業の事業主、②事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業主

今般、第2期の概算保険料について、納付するに当たって必要となる納付書の事業主への送付が例年より大幅に遅れ、事業主が徴収則第27条第2項等に定める納期限である8月31日までに納付することが事実上困難となっていることから、平成20年度における第2期の概算保険料の納期限を延長する必要性が生じたもの。

## 2 内容

事業主が第2期の概算保険料を事実上納付できない状況にあるため、今年度に限り第2期の概算保険料の納期限を9月30日とする。

なお、第2期の概算保険料のうち、労働保険の事務の処理が労働保険事務組合に委託されている事業主に係る分については原則どおりとする。

## 3 スケジュール（予定）

公布：平成20年8月29日

施行：平成20年8月29日